

平成31年度第1回

東北町農業委員会総会議事録

期日 平成31年4月12日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

平成31年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室
2. 開会日時 平成31年4月12日（金） 午後3時00分
3. 閉会日時 平成31年4月12日（金） 午後4時50分

4. 出席農業委員（13名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
5番	沼尾幸一君	6番	竹内勝子君
7番	米内山寧夫君	8番	高松克彦君
10番	中野一男君	11番	甲地武彦君
12番	木村豊三郎君	13番	甲地俊隆君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員（2名）

9番 沢田兼美君 14番 新山忠幸君

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

甲地 岡山粕男君 上野（上） 蛭名賢一君
旭 笹倉隆悦君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

花向町 野田亮広君 千代畑 江刺家栄作君

8. 会議に付した案件

- 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 東北町農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について

9. 議事録署名委員

4番 蛭沢清子君 13番 甲地俊隆君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸 事務局主事 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

—— 開会 午後3時00分 ——

事務局長（蛭澤博幸君） ただいまから、平成31年4月2日に招集通知しました、第1回東北町農業委員会総会を開催致します。本総会の出席委員は、13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。

尚、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。

本日、9番 沢田 兼美 委員、14番 新山 忠幸 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席の届出がありましたので、ご報告致します。

(会長挨拶省略)

事務局長（蛭澤博幸君） ありがとうございます。

東北町農業委員会 会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっております。会長より議事進行をお願いします。

議長（乙部繁作君） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の通りであります。総会の案件は、報告3件、議案4件であります。

十分なるご審議をお願いします。

議長（乙部繁作君） 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（乙部繁作君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

4番 蛭沢清子 委員、13番 甲地 俊隆 委員を指名致します。

書記には、河島 副参事を任命致します。

議 長（乙部繁作君） 日程第2 会期の決定について、議題とします。
お諮りします。総会の会期は、本日1日とすることにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（乙部繁作君） 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定
しました。

議 長（乙部繁作君） 日程第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動につい
て、議題とします。
事務局より説明を願います。

事務局長（蛭澤博幸君） 1ページをお開き下さい。
報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について、別紙の
通り報告します。
発令年月日は平成31年4月1日、異動職員、新任者：副
参事に河島 徳悦さんが、保健衛生課（上北保健センタ
ー）から異動となりました。次に前任者：副参事の加藤
郁子さんが、町民課（分室）へ異動となりました。
以上、報告いたします。

議 長（乙部繁作君） 事務局より異動職員について、説明がありましたが、ご
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（乙部繁作君） 質疑なしと認め、報告第1号は、原案のとおり報告済み
と致します。

議 長（乙部繁作君） 日程第4 報告第2号 農地の転用事実に関する照会に
ついて、を議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長(蛭澤
博幸君)

2 ページをお開きください。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は、4月4日、農業委員2名(職務代理者 沼尾 京子 委員 及び、岡山 粕男 農地利用最適化推進委員)と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

事務局長(蛭澤
幸君)

3 ページをお開きください。

受付番号1番から6番 6件について説明いたします。

(事務局受付番号1番から6番6件朗読説明省略)
以上、6件です。

議 長(乙部
繁作君)

ただいま、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

委員(高松克彦
君)

その他の事項の都市計画法関係、農振法関係、おもだった土地利用規制の関係の法律についてこの重要だと思われる二つの効率が載っているわけですが私が6カ月以上前に10月10日に開催の案件の中で都市計画区域であるかどうか質問したのですがその説明が未だありません。もう6カ月経っています。それから、報告事項に関連した委員及び推進委員の審議中の退席について報告事項については議決の可否も判断もする機会がないので退席の必要はない、と考えるがまだこちらも回答を頂いておりません。それから事案の可否について一つの事案の中に複数の事案が多くみられます。一つの事案を否決すればはんこは全体否決される局長の話であったんですが、改めて確認するというものであります。その判断がまだこれも知らされていません。なんでこんなに6ヶ月とか回答がないのか年号が変わる前にぜひ説明を願う。それから報告及び議案この審議の資料の中、1年前去年の4月あたりから結構間違いがあります。先ほど1件あったんですけど、会議中に判ればその都度、事務局から説明して我々が資料を訂正するのですが、時間が事前に資料が配布されることがないので、今短い間で黙読するんですが、私自身間違いなのか発見することができません。私は家に帰ってから自分の判断が

正しかったのかももう一回資料を見るのですがその資料の中に自分を特定する住所、確認要なところなんですけどもこれが間違っ報告されてあったり、議案にかけられてあったりするんですよ。その訂正がまだ一回もありません。そういった場合、後でわかった場合は議案、報告を再提案するのか判断について、今後の総会の運営の在り方方向付けを説明願いたい。直近では先月の報告案件の中に住所が一件間違っているものがありました。私の住所は塔ノ沢山なんですよ、仮に塔ノ沢で山を抜かして塔ノ沢高松、となればそういう人物はいないんですよ。非常に特定する議案の報告のキーポイントたる事項の間違いがあったりします。そういうことを今後どうしていくのか、説明していただきたい。以上です。

議長(乙部 繁作君) 多岐にわたっておりますが議案が終わった後でどうでしょうか。

委員(高松克彦 君) 6カ月忘れていたことについてお願いします。

事務局長(蛭澤 博幸君) 大変申し訳ありません。
報告すべきものを、私のはっきり忘れていました。

委員(高松克彦 君) 忘れていました、毎回、忘れていいのか。

事務局長(蛭澤 博幸君) ご指摘受けたご議案については最終的に訂正して議事録と一緒に保管しているのですが、そこで直していました。その報告が忘れていたという事です。大変申し訳ございません。

委員(高松克彦 君) 議長、忘れていました。毎回こちらから説明しても忘れていました、何回も続いています。これは事務局怠慢じゃないでしょうか、来月から年号が変わるのでしっかり確認して忘れないように議事録をとっているのですから何のための議事録か、総会が終わった後、局長自身前回の総会でどんな質問があったのか、質問者には総会の席ばかりでなく、その都度分かった時点で早急に電話等で知らせたほうが良いと思います。

議長(乙部 繁作君) 今後、気をつけていきましょう。

事務局長(蛭澤博幸君) はい、わかりました。

議長(乙部 繁作君) そのほかについては、質問が終わった後での質問にしたいと思います。

委員(高松克彦君) はい。

(質疑なしの声)

議長(乙部 繁作君) 質疑なしと認め、報告第2号は原案のとおり報告済と致します。

議長(乙部 繁作君) 日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長(蛭澤博幸君) 5ページをお開きください。
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

事務局長(蛭澤博幸君) 6ページをお願いします。
(事務局 1番から5番、5件朗読説明省略)
以上、5件です。

議長(乙部 繁作君) 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長(乙部 繁作君) 質疑なしと認め、報告第3号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長(乙部 繁作君) 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

尚、これには 職務代理者 沼尾 京子 委員の関連事項がありますので、東北町農業委員会規則第17条により、議事に参与することができない事から当該事案の審議から終了まで、退席をお願いします。

(職務代理者 沼尾 京子 委員退席)

事務局長(蛭澤
博幸君)

8 ページをお願いします

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転6件、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

9 ページをお願いします。

所有権移転(6件)について説明いたします。

(事務局 受付番号1番～6番まで、6件を朗読説明省略)
以上、6件であります。

議 長(乙部
繁作君)

只今、事務局より、所有権移転、受付番号1番～6番まで6件
た。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議 長(乙部
繁作君)

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。

職務代理者 沼尾 京子 委員 の入場をお願いします。

(職務代理者 沼尾 京子 委員 入場・着席)

議 長(乙部
繁作君)

日程第7 議案第2号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転
用許可に係る意見についてを 議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長(蛭澤
博幸君)

14 ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に
係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別

紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号1番1件、現地調査が行われております。

15ページをお願いします。

尚、申請箇所的位置等は、16ページのとおりです。

(事務局 受付番号1番1件、朗読説明省略)

以上です。

議長(乙部
繁作君)

ただいま、事務局より、説明が終わりました。

これには、現地調査が行われていますので職務代理 沼尾 京子 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員(沼尾京
子君)

16ページ、1番の申請地は、4月4日に農地利用最適化推進委員 岡山 粕男委員 及び事務局と行き、申請者 立会のもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場本庁舎より、西へ約3.7kmの距離にあり、県道七戸～上北停車場線沿いの徳万才集落内で相当数の住宅地で形成された地区に接近した区域内に位置し、転用の目的は、住宅の建築のためです。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長(乙部
繁作君)

ご苦労さまでした。

ただいま、事務局の説明及び職務代理 沼尾 京子 委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

(異議なしのとき)

議長(乙部
繁作君)

異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長(乙部 繁作君) 日程第8 議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定についてを 議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長(蛭澤 博幸君) 17ページをお願いします。
議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

18ページをお願いします。
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

事務局長(蛭澤 博幸君) 19ページをお願いします。
最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書貸借、受付番号1番から4番4件について説明いたします。

尚、貸借及び使用貸借は、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。

(事務局 受付番号1番から4番、4件、朗読説明省略)

21ページをお願いします。
次に、使用貸借受付番号1番から10番10件について説明いたします。

(事務局、受付番号1番から10番10件朗読説明省略)

議長(乙部 繁作君) ただいま、事務局より説明が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

委員(米内山 寧夫君) 中間管理機構で貸しているのですが、今まで10年が今は3年5年となっておりますが何か訳がありますか。

事務局長(蛭澤 博幸君) 3年、5年、10年とあるのですが特に貸し付けを選ぶのですから、必ず10年とは限らない。

委員(米内山 寧夫君) 3年、5年、10年と助成金は受けられ訳ですね。

- 事務局長(蛭澤博幸君) 今年から助成金がなくなる話が出ています。
- 委員(蛭沢清子君) 集積計画申請書の中に、一反部あたりの賃借料の端数が細くありますが今までは千円単位でしたが、手数料の差し引きでの金額なのか反別割の金額なのかお伺いします。
- 事務局長(蛭澤博幸君) 全体金額を決めている方もありますので、面積と金額で割り返していることからの端数です。
実際の面積の単価を出しての端数です。
- 委員(高松克彦君) 20ページこれは、河島事務局員のお父さんじゃないですか。
- 事務局(河島徳悦君) 添ノ沢の本家になります。
- 委員(高松克彦君) 大変失礼しました。
- 議長(乙部繁作君) そのほか、質疑はありませんか
(異議なしのとき)
- 議長(乙部繁作君) 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。
- 議長(乙部繁作君) 日程第9 議案第4号 東北農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを 議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

尚、これには 12番 木村 豊三郎 委員の関連事項がありますので、東北町農業委員会規則第17条により、議事に参与することができない事から当該事案の審議から終了まで、退席をお願いします。

(12番 木村 豊三郎 委員退席)

事務局長(蛭澤
博幸君)

26ページをお願いします。

議案第4号 東北農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に係る法律施行規則第3条の2第1項の規定により、東北町長から別紙のとおり照会があったので意見を求めるものです。

27ページをお願いします。

整理番号30-1から30-2件について説明します。

計画の概要説明(別紙)

以上、であります。

(事務局 整理番号30-1から30-2、2件・朗読説明省略)

議長(乙部
繁作君)

ただいま、事務局より、説明が終わりました。

ご質疑等ありませんか。

委員(高松克
彦君)

先月、雪があるから現地確認で杭を探すのが困難、物理的困難から雪が解けてから現地確認という話を聞いたんですけど、杭の確認はどうやってしたのですか。教えてください。

事務局長(蛭澤
博幸君)

現地確認は、確かに数日前に雪が降りましたが雪が解けており、杭が見えており確認が両地区でできました。

委員(高松克彦
君)

両方共通することですが、局長は以前直視的な確認をする直接的確認で、これは杭の確認をどうするかというとGPSでそれから検尺、図面とその杭が一致する。それで初めて杭の確認です。局長覚えてくださいよ。こういう雪国での地域では客観的な確認でも良いこととなっております。客観的な確認とは何か航空写真。図面それらと聞き取り調査で確認しても良いと、この農産整備地域に関わる計画書も主担の農林水産課ですよ、農林水産課でOKだろうという事で農業委員会から意見を求めます。そういう事務手続きをしている最中。農林水産課では農業者、事業者に配慮して現地確認を客観的な方法でもう既に雪が沢山の2月にやっています。意見書だけ委員会によこせばまとめて県に出すわけです。なかなか農業委員会が動いてくれないと、事業者から私の方に話がありまして先月は内容を深く知らなかった事により、追及しなかったが申請人さんが申請地に営業所をつくる。非常にこの地域の農業振興に資するのではないかと思います。だから意見書については適正であり妥当と思いますが、なんで農林課が主管課である農林課が客観的な方法でスムーズに出来たのになんで農業委員会で行政の手続きがストップして営業所の開設が春でなく、6月7月に延びなきゃならないのか確認したい。

それからP. 27申請者畑4, 900合計49, 000これ資料間違っていますね。こういうのが非常に多い、資料を出す前に3人もいるので音読で読み合わせして出してください。以上です。

事務局長（蛭澤博幸君）

2つ目の数字は、私も含め副参事も含めてチェックしているんですけど落ちがありました。すみません。1番目のご質問ですけども農林課さんは現地行ったかどうか私は確認させていただいていないんですけど、農林課さんからは早くお願いしたい旨のご連絡はありました。1月21日に出していただいているので雪があるのでどうするか判断に困ったのは確かです。ただし、県に最終的に農地の除外ですから、農振の除外ですからこれが除外できるかいなかは、県の構造計画課にも相談をしている物件です。構造政策課にはその部分だけでなくある程度の周りの農地も確認と、その中の一部の農地であって被害が及ぼすか及ぼさないか総合的に判断して除外の判断の指導も受けました。その時まだ雪があったので真っ白で行政書士さんと協議、確認を取り今月の現地確認実施となりました。

委員（高松克彦君）

私の質問に答えていない。
雪が多いので暑い時期にずらした、だから現地確認できなかった。私が言ったのはあなたが杭の確認をしなければいけない。だからどうやってその確認をしたのかと聞いているんです。答えてください。

事務局長（蛭澤博幸君）

杭の確認は目視しております。杭の確認だけでなく農振除外になるので周りの農地の状況も確認しなければいけない、それで周りに雪があり見えないと確認出来ないことから雪解けを待つ事としました。

委員（高松克彦君）

それは杭の見学というのです。プラスチックの杭が図面と同じところに申請地であれば5箇所ですが少し変形しているな。5本見てきましたか。図面と整合性が取れているかが直接的目視なんです。それはしていなでしょ、杭の見学しにいったんでしょ。どうですか。1月には行政書士さんから書類があがってきていますね、受付していますね。それを4月まで3カ月間なんか意味がない。これ、一般の人から見れば元締め農林課が良くて農業委員会はダメ、たったこれだけの話、やってくれない。なんで元締めは良くてここでストップするのか、申請人は業者さんなんでこれから様々な手続きをしなければならぬ。確認申請を出したか判らないけどこれから建つとすれば早くてお盆とかになりますよ。だから冬のうちに手続きを終わって本当はやりたかったのかなと思います。その辺については農林課と相談してやってもらいたい。以上です。

議長(乙部
繁作君) 高松委員のお話は、申請人への配慮で分かるのですが、農業委員会としても雪国であるから1月からは受付しない受付しても4月の雪解けでないと事実を確認出来ない旨の事で今までもやってきていることもあり、農林課で良いからといって法律でやるのであれば農業委員会に諮問する必要がないと思うし、我々は周りを見てきちんとした見える中で確認して、そのためにお金をかけて派遣しているし、事務局も行っていることで国等も目視ありながらもきちんと確認している。申請人の農家の為とありますが大人げない話聞こえてあえて議長として意見を述べました。局長から、今の質問についてなにかありましたら答えてもらいます。

事務局長(蛭
澤博幸君) 私のほうからは会長がお話したとおり雪があり会長とも相談させて頂きました。3条関係も当然1月から3月までは雪のために現地確認に行けないということで同等の扱いをしましょうと、雪があり周りの農地の確認もできない杭の確認もできない。そのあと代理人の行政書士さんに来て頂き雪解けを待ち確認させて頂きたいと、打ち合わせをして4月の現地確認となる。航空写真が新しいのであれば現状も判るが、特にガス平は牧草地の航空写真しかなかった。今は牧草地でないので私は判っていましたが長芋畑で、現地確認を行った職務代理人の沼尾さん、推進委員の岡山さんは現地の状況も判らないのでそれは待ってくれと伝え、雪解け後現地確認をして周りの農地に被害がないのかでるのか確認して欲しいと打ち合わせ後に決定して実施しました。以上です。

委員(高松克彦
君) 会長と相談しました。当たり前のごとでしょ議案の提案者は会長です。会長と相談しなければ出せないでしょ、そんなおかしい発言はしないで下さい。会長、農林課が良ければという話ですけど農林課が良くても行政手続き上農業委員会から意見書をもらわないとこの話は進まない。だからそういう話はおかしいのでは、それでさっきからしっかり目視して来たというけれどそのしっかりととはなにか、検尺なりしっかりやったのか、雪が解けないから物理的に無理だからしっかりやるためには、そのような方法でやったのか、聞いているのです。そのことに答えていない、ただ見てきました、だから見学じゃないかといっているのです。以上です。

事務局長(蛭
澤博幸君) 現地確認には誰も何回か行って確認していると思いますけど、きちんと調べた形で当事者等も参加した形でその日を見て皆さんに報告して承認頂いていることですので確信しております。

委員(小野寺正
八君)

今まで目視で現地確認をしてきているのです。高松さんのいうやり方でいけばみんなこれ、否定されてしまうのではないか気がしてならない。確かに書面上、理論上なっているかもしれないけど農業委員会という中で今まで目視で杭とか隣接する農地等を確認してやってきました。今、ここにだけ集中した形の意見というのはいかがなものなのか、私は疑問を感じて聞いていました。だからこの後、高松さんのようなGPS使う図面を使うやり方でいくものなのかそうしていかなきゃならないのか今までやってきた現地確認でいいのかこの辺も話合わないといけない気がします。以上です

委員(高松克彦
君)

最後に私、説明不足で農林課は直接的GPS等を使ったなど直接的で、客観的な方法で現地確認をする。我々が今までの現地確認は客観的な確認です。だから明日から、GPSを使った確認ではありません、この件については農林課も客観的な方法でやっています。雪があつて杭が探せないことから手続きが遅れたそれに対して言っています。だから周りの土地所有者とか周囲の周りはどうですか聞いてもこの意見書は出せるのではないのか。ということです。

議 長(乙部
繁作君)

局長も話したとおり申請した人にその旨を伝えて了解を得ているので、雪解けにやることを、行政書士の方々に連絡した中で今回の確認で報告している。

そのほか、質疑はありませんか

(質疑なしのとき)

議 長(乙部
繁作君)

質疑なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

12番 木村 豊三郎 委員 の入場をお願いします。
(12番 木村 豊三郎 委員 入場・着席)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第1回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

—— 閉会 午後4時50分 ——